

新旧対照表

(下線部は変更部分)

白糠町アイヌ施策推進地域計画

令和元年9月20日認定

変更後					変更前				
1～2 (略)					1～2 (略)				
3 アイヌ施策推進地域計画の目標 (1)～(2) (略)					3 アイヌ施策推進地域計画の目標 (1)～(2) (略)				
(3) 数値目標					(3) 数値目標				
事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業	事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
KPI	—	アイヌ 伝統文化空間 来訪者数	ウレシパチセ 入館者数	学習支援 利用率 学習支援 利用者数 海外研修等事業 参加生徒数	KPI	—	—	ウレシパチセ 入館者数	学習支援 利用率 学習支援 利用者数 海外研修等事業 参加生徒数
令和元年度 (基準年度)	—	3,500人／年	3,500人／年	24%／年 18人／年 延べ7人	令和元年度 (基準年度)	—	—	3,500人／年	24%／年 18人／年 延べ7人
令和2年度	—	4,125人／年	4,125人／年	38%／年 22人／年 —	令和2年度	—	—	4,125人／年	38%／年 22人／年 —
令和3年度 (中間目標)	—	4,750人／年	4,750人／年	52%／年 27人／年 延べ14人	令和3年度 (中間目標)	—	—	4,750人／年	52%／年 27人／年 延べ14人

変更後					変更前											
令和4年度	—	<u>5,875人／年</u>	5,375人／年	66%／年	令和4年度	—	—	5,375人／年	66%／年							
				31人／年					31人／年							
				—					—							
令和5年度 (最終目標)	—	<u>7,000人／年</u>	6,000人／年	80%／年	令和5年度 (最終目標)	—	—	6,000人／年	80%／年							
				35人／年					35人／年							
				延べ21人					延べ21人							
4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項																
4-1 (略)																
4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業																
<p>■アイヌ文化の伝承と理解促進のための環境整備事業…チャシ跡をはじめ、アイヌの歴史・文化にゆかりがある場所を「アイヌ伝統文化空間」として位置づけ、豊かな自然との共生の中で育まれてきたアイヌ文化を体感・実感し、理解を深めることができる拠点として整備する。</p>																
4-3～4-4 (略)																
5 (略)																
6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費																
(1) 文化振興事業																
<p><u>事業内容4-2と同じ</u> <u>事業期間：令和元年度～令和3年度</u> <u>事業費：176,000千円</u></p>																
(2)～(3) (略)																

変更後	変更前
<p>7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由</p> <p>(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準） 「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）</p> <p>■ 4－2に記載する事業は、「アイヌ伝統文化空間」に位置づけ、アイヌ文化を体感・実感できる拠点として整備し、本町がアイヌ民族によって礎が築かれた町であることの認識を高めるとともに、アイヌ伝統文化への理解の深化によって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 反社会的勢力や関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）</p> <p><u>4つの事業</u>については、情報発信事業を除き白糠町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。また、<u>環境整備事業の一部</u>、情報発信事業、学習支援事業の一部、海外研修等事業の一部は、本町が定める入札参加資格を満たし、かつ他の事業実績を有する事業者への委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。</p> <p>(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれること（第3号基準）</p> <p>■事業の実施主体の特定</p> <p>6で記載の事業については、事業担当部署である<u>白糠町経済部建設課</u>、<u>白糠町保健福祉部福祉課</u>及び<u>白糠町教育委員会管理課</u>が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。</p>	<p>7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由</p> <p>(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準） 「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 反社会的勢力や関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）</p> <p><u>3つの事業</u>については、情報発信事業を除き白糠町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。また、情報発信事業、学習支援事業の一部、海外研修等事業の一部は、本町が定める入札参加資格を満たし、かつ他の事業実績を有する事業者への委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。</p> <p>(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれること（第3号基準）</p> <p>■事業の実施主体の特定</p> <p>6で記載の事業については、事業担当部署である<u>白糠町保健福祉部福祉課</u>及び<u>白糠町教育委員会管理課</u>が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。</p>

変更後	変更前
<p>■事業実施スケジュールの明確性 6で添付の工程表は、事業担当部署である<u>白糠町経済部建設課</u>、<u>白糠町保健福祉部福祉課</u>及び<u>白糠町教育委員会管理課</u>が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。</p>	<p>■事業実施スケジュールの明確性 6で添付の工程表は、事業担当部署である<u>白糠町保健福祉部福祉課</u>及び<u>白糠町教育委員会管理課</u>が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。</p>
<p>■地域住民の意見聴取 (略)</p>	<p>■地域住民の意見聴取 (略)</p>
<p>8 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (1) 目標の達成状況にかかる評価の手法 3に記載するKPIである<u>アイヌ伝統文化空間来訪者数</u>、<u>ウレシパチセ入館者数</u>、<u>学習支援利用率</u>、<u>学習支援利用者数</u>、<u>海外研修等事業参加生徒数</u>について、実績値を公表する。また、外部有識者等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。</p>	<p>8 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (1) 目標の達成状況にかかる評価の手法 3に記載するKPIである<u>ウレシパチセ入館者数</u>、<u>学習支援利用率</u>、<u>学習支援利用者数</u>、<u>海外研修等事業参加生徒数</u>について、実績値を公表する。また、外部有識者等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。</p>
<p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(2)～(3) (略)</p>
<p>9～10 (略)</p>	<p>9～10 (略)</p>
<p>別添位置図（採捕の区域） (略)</p>	<p>別添位置図（採捕の区域） (略)</p>
<p>別添資料（内水面さけ採捕事業に使用する漁具） (略)</p>	<p>別添資料（内水面さけ採捕事業に使用する漁具） (略)</p>

変更後						変更前												
別添資料 (文化振興事業、地域・産業振興事業、コミュニティ活動支援事業) スケジュール						別添資料 (コミュニティ活動支援事業、地域・産業振興事業) スケジュール												
1 文化振興事業（アイヌ文化の伝承と理解促進のための環境整備事業）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td><td>・ 環境整備に 係る基本計画 策定業務の委 託</td><td>・ 環境整備に 係る実施設計 業務の委託</td><td>・ 環境整備に 係る工事の発 注</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	内容	・ 環境整備に 係る基本計画 策定業務の委 託	・ 環境整備に 係る実施設計 業務の委託	・ 環境整備に 係る工事の発 注			
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
内容	・ 環境整備に 係る基本計画 策定業務の委 託	・ 環境整備に 係る実施設計 業務の委託	・ 環境整備に 係る工事の発 注															
2 地域・産業振興事業（白糠アイヌの伝承拠点を巡るツアーオンライン開発事業（情報発信）） (略)						1 地域・産業振興事業（白糠アイヌの伝承拠点を巡るツアーオンライン開発事業（情報発信）） (略)												
3 コミュニティ活動支援事業（人材育成のための学習支援事業） (略)						2 コミュニティ活動支援事業（人材育成のための学習支援事業） (略)												
4 コミュニティ活動支援事業（中学生・高校生海外研修等事業） (略)						3 コミュニティ活動支援事業（中学生・高校生海外研修等事業） (略)												

アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称

白糠町アイヌ文化の保存・伝承・活用推進計画～ウレシパ・プラン～

- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道白糠町

- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

- (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

白糠町は、町の名をアイヌ語の「シラリカ」を起源としているとおり、町内には「ショロ」「パシクル」など、アイヌ語に由来する地名が多く残されている。また、チャシ跡などのアイヌ文化期の遺跡に加え、それらの場所に関わる伝説も数多く伝えられているなど、先住者であるアイヌによって礎が築かれ、その後の来住者とともに、町全体がイオルであるという考え方のもと、まちづくりが進められてきた。

白糠町では、昭和 50 年 4 月、北海道ウタリ協会白糠支部が設立。平成 26 年 4 月から白糠アイヌ協会となり現在に至っている。また、アイヌ伝統文化の保存・伝承活動団体として、昭和 59 年 4 月には白糠アイヌ文化保存会が発足。古式舞踊を中心とした活動で、平成 6 年には、国の重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」の保護団体に追加指定された。

これらアイヌ関連 2 団体の活動により、アイヌ文化の復興や伝承が図られており、事務局がある白糠生活館を団体活動の拠点とし、伝統儀式やアイヌ伝統民具等の展示、アイヌ文化体験教室、音楽ライブによる交流事業などをウレシパチセ（アイヌ文化活動拠点施設）で行っている。

特に、本年 41 回目となる「ふるさと祭イチャルパ（先祖供養祭）」をはじめ、「フンペ祭イチャルパ（鯨祭）」「しちやも祭（安全操業・豊漁祈願祭）」は、白糠アイヌ協会が行う伝承儀式「三大祭」として、事業開始当初から公開し、町民をはじめ広くアイヌ文化を発信してきた。

平成 19 年度には、本町で「アイヌ民族文化祭」（北海道ウタリ協会主催）、「アイヌ語弁論大会」（アイヌ民族文化財団主催）が開催されるのを契機に、ウタリ協会白糠支部、白糠アイヌ文化保存会、町及び町教育委員会が共催し、「しらぬかアイヌ文化年」として、年度を通してアイヌ文化への理解と交流を深める事業に取り組んだ。

そして、白糠町教育委員会では、平成 19 年度から、町内のすべての小中学校で「アイヌ文化出前講座」を実施しているほか、アイヌ文様刺繍や料理などの成人講座を開催し、アイヌ文化に関する学習機会の提供に努めている。

さらに、白糠アイヌ協会は、平成 23 年度から台湾新北市烏来区のタイヤル族と先住民族文化交流に取り組み、平成 28 年には、烏来区原住民編織協会と友好交流提携を結び、これを縁に、白糠町と新北市烏来区も、平成 29 年に友好交流提携を締結し、国際交流に取り組んでいる。

これらの取り組みは、白糠アイヌ協会、白糠アイヌ文化保存会と白糠町、白糠町教育委員会等の関係機関が、ウレシパの意識のもと一体となって進めてきたものであり、町内でのアイヌの歴史や文化に触れ、学び、理解を深める機会は整っており、町民の関心は高まっている。

しかし、アイヌ関連団体会員の高齢化や経済的理由により、文化活動に専念することができないなど、アイヌ文化の担い手の確保が次世代への円滑な継承を図るうえでの課題となっていることから、課題解決に向け、この町のアイヌ民族が築いてきた独自性あふれる文化を生かした施策を展開する必要がある。

※アイヌ関連団体

- ・白糠アイヌ協会（設立：平成26年4月）
【北海道ウタリ協会白糠支部（設立：昭和50年4月）】
- ・白糠アイヌ文化保存会（設立：昭和59年4月）

※アイヌ文化等関連施設

- ・白糠町生活館
 - 所在：白糠町東1条南3丁目2番地2
 - 現況：昭和57年12月設置
 - アイヌ関連団体の活動拠点として団体事務局があるほか、アイヌ語講座、リムセ練習などの活動場所になっている。また、地域住民の集会施設としても活用され交流の場ともなっているが、老朽化が進行しており、施設の改修・移転改築の検討が必要である。
- ・ウレシパチセ
 - 所在：白糠町東3条北1丁目2番地27
 - 現況：平成30年4月設置
 - アイヌ文化活動の拠点施設として、アイヌ伝承儀式の会場をはじめ、古式舞踊、ムックリ、料理などの体験教室の開催、アイヌ文化に関する情報発信、異文化交流・民族交流など、多彩な事業を展開している。

（2）アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

アイヌ伝統文化の継承を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を地域資源として磨き、広く情報発信することにより、さまざまな交流活動の活発化を図り、魅力ある地域社会を形成することを目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
KPI	—	アイヌ伝統文化空間 来訪者数	ウレシパチセ 入館者数	学習支援利用率 学習支援利用者数 海外研修等事業参加生徒数
令和元年度 (基準年度)	—	3,500人／年	3,500人／年	24%／年 18人／年 延べ7人
令和2年度	—	4,125人／年	4,125人／年	38%／年 22人／年 —
令和3年度 (中間目標)	—	4,750人／年	4,750人／年	52%／年 27人／年 延べ14人
令和4年度	—	5,875人／年	5,375人／年	66%／年 31人／年 —
令和5年度 (最終目標)	—	7,000人／年	6,000人／年	80%／年 35人／年 延べ21人

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ文化の伝承と理解促進のための環境整備事業…チャシ跡をはじめ、アイヌの歴史・文化にゆかりがある場所を「アイヌ伝統文化空間」として位置づけ、豊かな自然との共生の中で育まれてきたアイヌ文化を体感・実感し、理解を深めることができる拠点として整備する。

4－3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

- 白糠アイヌの伝承拠点を巡るツアーオンライン開発事業（情報発信）…チャシ跡、アイヌの歴史・伝説・アイヌ語地名縁の場所を「アイヌ伝統文化空間」として情報発信するため、白糠アイヌ協会の「アイヌ三大祭」を含む海外向け放送番組を制作し、世界に向けて放送する。

4－4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

- 人材育成のための学習支援事業…学習習慣と基礎学力の定着を図るとともに、ふるさとへの愛着心と地域に生きる意欲を喚起し、次代のまちを自ら創造する人材を育成するため、具体的には講師を雇用して小学生を対象とした放課後学習サポート、主に白糠高等学校の生徒を対象とした公営塾の運営など、アイヌ文化等を担う子どもの学習支援を行う。
- 中学生・高校生海外研修等事業…中学生・高校生が、海外の先住民族の文化を学び、また相手に対して地域のアイヌ文化を紹介することで、互いの文化についての理解を深め、共生社会の在り方について学習し、将来の地域を担う人材を育成する。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容4－2と同じ

事業期間：令和元年度～令和3年度

事業費：176,000千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容4－3と同じ

事業期間：令和元年度

事業費：15,363千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容4－4と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度

事業費：237,186千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-2に記載する事業は、「アイヌ伝統文化空間」に位置づけ、アイヌ文化を体感・実感できる拠点として整備し、本町がアイヌ民族によって礎が築かれた町であることの認識を高めるとともに、アイヌ伝統文化への理解の深化によって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化関連の観光ルートの開発によって交流活動が活発化され、交流人口の拡大、アイヌ伝統文化への理解の深化によって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、放課後学習サポート、公営塾などを通してアイヌ文化等を担う子どもの学習支援を行い、学習習慣と基礎学力の定着を図ること、また、中学生・高校生海外研修等事業を行うことで、共生社会の在り方について学習し、将来の地域を担う人材を育成することによって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力や関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4つの事業については、情報発信事業を除き白糠町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。また、環境整備事業の一部、情報発信事業、学習支援事業の一部、海外研修等事業の一部は、本町が定める入札参加資格を満たし、かつ他の事業実績を有する事業者への委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である白糠町経済部建設課、白糠町保健福祉部福祉課及び白糠町教育委員会管理課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である白糠町経済部建設課、白糠町保健福祉部福祉課及び白糠町教育委員会管理課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIであるアイヌ伝統文化空間来訪者数、ウレシパチセ入館者数、学習支援利用率、学習支援利用者数、海外研修等事業参加生徒数について、実績値を公表する。また、外部有識者等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度9月に外部有識者等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手段

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ウェブサイトにて公表。

9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

①当該事業の必要性等

本町は、北海道の東部に位置し、釧路市、浦幌町、本別町、足寄町に隣接している。町域は南北に長く、南部は太平洋に面して市街地があり、中央部は農村地帯、北部は森林地帯となっている。

森林面積は 63,967haで、森林率は約 83%となっており、そのうち約 58%が国有林で占められている。

アイヌの人たちは、さまざまな生活用具や衣服の素材として樹木の枝、幹、皮を用いてきた。特に伝承儀式に用いるイナウ（木製祭具で主にヤナギの枝で作る）、イクパスイ（捧酒箸）は、祭具として欠かすことができないものであり、また、古式舞踊の道具でもあるク（弓）、アイ（矢）なども、材料

の採取方法を含め、アイヌの伝統文化として継承していかなければならない。

さらに、木の実や林内に生育する山菜は、アイヌ食文化の素材であり、今日行われている伝承儀式（アイヌ三大祭）で饗される食事の材料として必要なものである。

こうした林産物の採取は、入林や購入に係る手続き等の煩雑さから、国有林内では行われておらず、民有林で事前に所有者の了解を得た上で採取してきたが、高齢化が進み住居から離れた民有林まで採取しに行くことが困難になりつつある中、近隣の国有林野で採取できるようにならないかとの要望がアイヌの人々から強く出されていた。

②当該事業により採取する林産物の種類、使用目的

- ・ヤナギ：アイヌ伝承儀式の実施に用いるイナウの材料
- ・オヒヨウニレ：皮から衣服の纖維
- ・エンジュ、タモ、イタヤ、シラカバ、イチイ、ハシドイ、ハンノキなど：
イクパスイ、弓、矢、マレク（回転錘）の柄など
- ・ギョウジャニンニクほか山菜各種

③当該事業により採取する林産物の概ねの数量

いずれも利用目的、製作品に応じて、国有林野から採取可能な量について資源状況を確認したうえで数量を設定する。

④②の林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署の名称

場所：白糠町内 国有林野

管轄：根釧西部森林管理署

⑤予定する契約者

白糠町

⑥予定する供用者

白糠町内に居住する者であって、イナウをはじめとする木製品の作製、使用等を通じてアイヌ文化の復興等に資する意向のある者等（個々の供用者は契約時に作成する規約書において記載する）

⑦管轄する森林管理署等との事前調整状況

8月28日、計画の概略を説明し、内容について概ね了解が得られた。

先方：林野庁北海道森林管理局根釧西部森林管理署

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

①当該事業の概要

アイヌ民族は、鮭をカムイチエフ（神の魚）、シペ（シ：本当に、エ：食べる、ペ：物）と呼び、食料としてはもちろん、衣服や履物の材料にするなど、アイヌの人々の生活における大切な魚として、川でマレク（回転式自在鉤）等を使って捕獲されていた。

白糠町では、このような伝統的な狩猟や漁労の復元をとおしてアイヌ文化に理解を深める機会として、平成10年に北海道ウタリ協会白糠支部が「アイヌ文化を再生する集い」を、翌平成11年には、白糠アイヌ文化保存会とウタリ協会白糠支部が共催し「アイヌ古式伝承マレック漁」が開催された。

その後、平成23年からは、白糠アイヌ協会が自主事業として、マレク漁を実施し、捕獲した鮭の利用法（食料や靴等）を含め、伝統文化としての継承に取り組んでいる。

今後は、町内の小中学校で実施している「アイヌ文化出前講座」のプログラム、さらには、観光客へのアクティビティとしての提供をとおして、アイヌ文化の伝承と理解の増進を図りたいと考えている。

②実施主体

白糠アイヌ協会

（住所：白糠町東1条南3丁目2番地2）

③採捕する水産動植物の種類及び数量

種類：さけ・ます

数量：150尾以内

④採捕の区域

白糠町茶路川の大苗橋から協和橋までの区域（約6km）

（別添位置図参照）

⑤採捕の期間

10月頃～12月頃（約80日間）

⑥使用予定漁具

種類：マレク

規模：長さ2～3m

数量：10 本

漁法：回転式自在鰯によるアイヌ民族伝統漁法（別添資料参照）

種類：アプロ（やす、かぎ）

規模：長さ 2 ~ 3m

数量：やす 5 本、かぎ 5 本

漁法：やす・かぎによるアイヌ民族伝統漁法（別添資料参照）

⑦予定する採捕従事者

白糠アイヌ協会会長

⑧使用予定船舶

なし

⑨関係者との事前調整状況

・一般社団法人十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会

8月26日、計画の概略を説明し、内容について了解を得ている。

・白糠漁業協同組合

8月26日、計画の概略を説明し、内容について了解を得ている。